

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	全般	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-22, 63	前兆事象を伴う事象として「地滑り」を追而としていたが、DB6条まとめ資料において、安全施設について、地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊に対し、安全機能が損なわれないことを確認したことから、追而枠を削除した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-92, 96, 121, 129, 154, 155	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2/19), (3/19), (6/19), (8/19), (18/19) (旧) 切替える (新) 切り替える	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-123	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 格納容器の破損を防止す格納容器スプレイ, 格納容器内自然対流冷却及び (新) 格納容器の破損を防止す格納容器スプレイ, 格納容器内自然対流冷却及び	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-130	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19) (旧) 炉心出口温度が350℃以上の場合 (新) 炉心出口温度が350℃に到達	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-130, 132	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19), (10/19) (旧) 代替電源設備 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0-132, 151	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19), (16/19) (旧) アニュラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベ	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0-132, 151	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19), (16/19) (旧) B系アニュラス空気浄化設備の弁 (新) B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパ	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0-132	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19) (旧) 代替制御用空気 (新) 窒素	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0-135	記載の適正化 (女川審査実績の反映) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19) (旧) 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。 (新) 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型) 及び使用済燃料ピット監視カメラへ給電する。 また、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置へ給電	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-140	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13 / 19) 配慮すべき事項 切替性 (旧) 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 (新) 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-159	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1 / 7) No. 1. 4 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水の想定時間について適正化 (下線部参照) 250分→260分	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-160	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (2 / 7) No. 1. 8 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時) の要員数について誤記修正 (下線部参照) 運転員 (中央制御室, 現場) 3名→2名 災害対策要員 3名→1名	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0-160	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (2 / 7) No. 1. 10 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定に対応手段名称の誤記修正 (下線部参照) (旧) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 (新) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0-161	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) No. 1.11 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段において、以下の修正実施。 ・技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。 ・使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名とすることから、「使用済燃料ピット内だけに燃料体を貯蔵している期間」における要員数および想定時間として整理した。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.1-7	表の項目欄(No, 項目, 技術的能力 対応手順, 等)を追加。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.1-別紙1-3 1.0.1-別紙1-5 1.0.1-別紙1-7 1.0.1-別紙1-9 1.0.1-別紙1-11	図1～図5について、技術的能力1.1～1.14で整理された概要図と同等な内容に最新化を実施。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.1-別紙1-8	4.②項目の操作手順の記載内容を適正化した。(下線部参照) (旧) ② B-充てんポンプの原子炉補機冷却水系の系統構成～ (新) ② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成～	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.3-6	「図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート」の凡例枠の見切れ箇所を修正した。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.4-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 具体的には、技術的能力1.13「 <u>重大事故等の収束</u> に必要なとなる水の供給手順等」にて示す。 (新) 具体的には、技術的能力1.13「 <u>重大事故等時</u> に必要なとなる水の供給手順等」にて示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.6-10	以下の記載を適正化した。 (旧) 発電課長 (当直) が迷うことなく判断できるよう、 (新) 発電課長 (当直) が <u>ためらう</u> ことなく判断できるよう、	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.6-15	図5のうち、手順項目「泊発電所 原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機取替作業細則」の項目概要について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 予備電動機と取替を実施する手順を定めること (新) 予備電動機と取替 <u>え</u> を実施する手順を定めること	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.6-別紙1-3	別紙1表5における以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 訓練により計測し、携行型通話装置の使用は一律に設定した。 (新) 訓練により計測し、携行型通話装置の使用は一律 <u>1分</u> に設定した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.6-別紙1-3	以下の記載を先行プラント審査実績を基に適正化した。 「表5 現場における運転員の作業の作業に関し考慮した事項」のうち「その他」及び「作業時間」項目の「時間」欄 (旧) 空白 (新) -	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.8-3	以下の記載を適正化した。 (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員のうち運転員、災害対策要員 (運転員班員) 及び保修課員は、 (新) 発電所災害対策要員のうち運転員、災害対策要員 (<u>運転班員</u>) 及び保修課員は、	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 保修課員点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、 (新) 保修課員は、 <u>設備</u> の点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 訓練設備において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等をつうじて現場技能向上への取組を継続的に実施する。 (新) 訓練施設において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を通じて現場技能向上への取組を継続的に実施する。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.9-補足2-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) プラント停止中に実施する訓練として位置づけ、 (新) プラント停止中に実施する訓練として位置付け、	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.10-15	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器破損防止対策 (新) 格納容器破損防止対策	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.12-9	図5内のうち、変更前の発電所対策本部体制について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 「復旧班」 (新) 「電気工作班」, 「機械工作班」, 「土木建築工作班」	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.14-19, 28	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) アンユラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンベ (新) アンユラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベ	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.14-42~47	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.16-26	以下の図面を最新化した。 図1 スカイシャイン線量の評価モデル	